

1. 件名：「女川原子力発電所2号機の地震等に係る新規規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（3）」

2. 日時：令和4年4月18日（月）13時30分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官 他7名

東北電力株式会社 担当者13名^{※1} ※1：テレビ会議システムによる出席

5. 要旨

東北電力株式会社から、令和4年1月6日に申請のあった女川原子力発電所2号炉の設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設）のうち、本申請にあたって調査を行った結果、新たに確認された断層（以下「当該断層」という。）について確認された経緯及び既許可における評価との関係について、説明があった。

これに対し、原子力規制庁は、当該断層の位置・形状といった分布を評価した根拠に係る事実確認を行うとともに、既許可以降の調査の経緯等について資料に記載した上で説明するように求めた。

東北電力株式会社から、資料及び説明の充実を図る旨の回答があった。

6. 提出資料^{※2}

- ・女川原子力発電所2号炉敷地の地質・地質構造について（特定重大事故等対処施設の調査結果を踏まえた新たな断層の評価について）
- ・女川原子力発電所2号炉耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について（特定重大事故等対処施設の調査結果を踏まえた評価）

※2 提出資料は、行政機関の保有する公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。